

財務総合政策研究所との共同研究における輸出入申告情報利用に係る
ガイドライン改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">令和3年9月15日 制定 令和4年6月2日 一部改正 令和5年6月21日 一部改正</p> <p style="text-align: right;">財務省</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 個票データ等の利用に際しての基本原則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 個票データ等の利用に際しての秘密保護及び適正管理の確保</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 分析結果等の利用</p> <p>利用者は、分析結果等の利用に際して、以下の事項に従うものとする。</p> <p>① [略]</p> <p>② <u>第三者に分析結果等の閲覧、利用、保管及び管理をさせないこと</u></p> <p>③ <u>分析結果等を利用、保管及び管理をしている端末等については、不正対策プログラムを導入し、不正アクセス等を防止するための措置を講じること</u></p>	<p style="text-align: right;">令和3年9月15日 制定 令和4年6月2日 一部改正</p> <p style="text-align: right;">財務省</p> <p>第1・第2 [同 左]</p> <p>第3 個票データ等の利用に際しての基本原則</p> <p>1 [同 左]</p> <p>2 個票データ等の利用に際しての秘密保護及び適正管理の確保</p> <p>(1)・(2) [同 左]</p> <p>(3) 分析結果等の利用</p> <p>利用者は、分析結果等の利用に際して、以下の事項に従うものとする。</p> <p>① [同 左]</p> <p>② <u>分析結果等については、申出書に記載した利用場所においてのみ利用可能とする。なお、利用場所は、日本国内の自己の所属機関が管理する場所とし、利用にあたっては、第三者に分析結果等の閲覧、利用、保管及び管理をさせないこととする。</u></p> <p>③ <u>分析結果等について、利用者が、②に規定する場所以外での利用を申し出た場合、財務省は、必要に応じ事前に管理状況について監査を実施した上で、②に規定する場所に替え、②に規定する場所と同程度</u></p>

財務総合政策研究所との共同研究における輸出入申告情報利用に係る
ガイドライン改正案 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第4 [略]</p> <p>第5 個票データ等の利用申出手続</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 申出書の記載事項及び添付書類</p> <p>代表者になっている申出者は、財務省が別に定める様式に従い(1)の事項を記載した申出書を作成し提出するものとする。また申出書には、(2)の事項を記載した書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 個票データ等の利用に関する申出書</p> <p>①～⑤ [略]</p> <p>[削 除]</p> <p>⑥ 各申出者の本ガイドライン、利用規約及び財務省が事前に説明・確認した内容についての了承の有無</p> <p>⑦ 個票データ等の利用目的</p> <p>⑧ 公募している研究テーマ</p> <p>⑨ 研究等の名称及び概要（研究等の内容、個票データ等の利用方法、作成する資料等の内容等）</p> <p>⑩ 他のデータとの照合を行う場合に、そのデータの名称、内容及び照合を行う必要性</p>	<p><u>度の管理が可能と認められる場所において、利用することが相当と認められる場合には、利用を認めることができる。</u></p> <p>第4 [同 左]</p> <p>第5 個票データ等の利用申出手続</p> <p>1～5 [同 左]</p> <p>6 申出書の記載事項及び添付書類</p> <p>代表者になっている申出者は、財務省が別に定める様式に従い(1)の事項を記載した申出書を作成し提出するものとする。また申出書には、(2)の事項を記載した書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 個票データ等の利用に関する申出書</p> <p>①～⑤ [同 左]</p> <p>⑥ 各申出者の分析結果等の利用場所</p> <p>⑦ 各申出者の本ガイドライン、利用規約及び財務省が事前に説明・確認した内容についての了承の有無</p> <p>⑧ 個票データ等の利用目的</p> <p>⑨ 公募している研究テーマ</p> <p>⑩ 研究等の名称及び概要（研究等の内容、個票データ等の利用方法、作成する資料等の内容等）</p> <p>⑪ 他のデータとの照合を行う場合に、そのデータの名称、内容及び照合を行う必要性</p>

財務総合政策研究所との共同研究における輸出入申告情報利用に係る
ガイドライン改正案 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>⑪ 研究等の成果の公表の時期及び方法並びに発表予定の内容 ⑫ 個票データ等の利用期間 ⑬ その他必要な事項</p> <p>(2) [略]</p> <p>第6～第8 [略]</p> <p>第9 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合</p> <p>1 利用者の都合により変更が生じた場合の手続</p> <p>財務省による承諾がなされた申出書に係る記載事項について、利用者の都合により変更が生じた場合は、次のとおり対応する。</p> <p>(1) 有識者会議の審査を要しない変更</p> <p>財務省が認めた利用目的、要件に影響を及ぼさないと判断される次のような変更が生じた場合は、代表者になっている申出者は所属等変更届出書に変更事項を記載の上、直ちに財務省に届け出る。</p> <p>①～⑥ [略]</p> <p>[削除]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第10 [略]</p>	<p>⑫ 研究等の成果の公表の時期及び方法並びに発表予定の内容 ⑬ 個票データ等の利用期間 ⑭ その他必要な事項</p> <p>(2) [同 左]</p> <p>第6～第8 [同 左]</p> <p>第9 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合</p> <p>1 利用者の都合により変更が生じた場合の手続</p> <p>財務省による承諾がなされた申出書に係る記載事項について、利用者の都合により変更が生じた場合は、次のとおり対応する。</p> <p>(1) 有識者会議の審査を要しない変更</p> <p>財務省が認めた利用目的、要件に影響を及ぼさないと判断される次のような変更が生じた場合は、代表者になっている申出者は所属等変更届出書に変更事項を記載の上、直ちに財務省に届け出る。</p> <p>①～⑥ [同 左]</p> <p>⑦ 分析結果等の利用場所を変更する場合</p> <p>(2) [同 左]</p> <p>2～4 [同 左]</p> <p>第10 [同 左]</p>

財務総合政策研究所との共同研究における輸出入申告情報利用に係る
ガイドライン改正案 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第11 利用者による研究等の成果の公表</p> <p>代表者になっている申出者は、個票データ等を利用して行った研究等の成果を申出書に記載した公表時期、方法に基づき、公表するものとする。</p> <p>公表にあたっては、事前に公表を予定する当該研究等の成果について任意の様式で財務省へ報告するものとし、財務省は、当該報告の内容について、以下の①から④までの各事項を審査するものとする。なお、財務省が審査する各事項を満たさない場合、当該研究等の成果の公表を禁止する場合があることに留意する。</p> <p>① [略]</p> <p>② <u>情報公開法第5条</u>に規定される、不開示情報として取り扱うこととされる情報が含まれていないか</p> <p>③・④ [略]</p>	<p>第11 利用者による研究等の成果の公表</p> <p>代表者になっている申出者は、個票データ等を利用して行った研究等の成果を申出書に記載した公表時期、方法に基づき、公表するものとする。</p> <p>公表にあたっては、事前に公表を予定する当該研究等の成果について任意の様式で財務省へ報告するものとし、財務省は、当該報告の内容について、以下の①から④までの各事項を審査するものとする。なお、財務省が審査する各事項を満たさない場合、当該研究等の成果の公表を禁止する場合があることに留意する。</p> <p>① [同 左]</p> <p>② <u>情報公開法第5条第6号</u>に規定される、不開示情報として取り扱うこととされる情報が含まれていないか</p> <p>③・④ [同 左]</p>
<p>第12 利用実績報告書の作成・提出</p> <p>1 利用実績報告書の提出</p> <p>(1) 研究等の成果を公表した場合</p> <p><u>代表者になっている申出者は、個票データ等を利用した研究等の終了後（申出書に記載した成果の公表を行う場合には、成果の公表が全て終了した後）、財務省に対し、利用実績報告書に公表物を添えて報告するものとする。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>第12 利用実績報告書の作成・提出</p> <p>1 利用実績報告書の提出</p> <p>(1) 研究等の成果を公表した場合</p> <p><u>代表者になっている申出者は、研究等の成果を公表した場合には、公表後速やかに、その成果の概要について、財務省に対し、利用実績報告書に公表物を添えて報告するものとする。</u></p> <p>(2) [同 左]</p> <p>2 [同 左]</p>

財務総合政策研究所との共同研究における輸出入申告情報利用に係る
ガイドライン改正案 新旧対照表

改 正 後	改 正 前												
<p>第13 [略]</p> <p>別紙 分析結果等に関する標準的なチェック内容</p> <p>以下の表1及び表2は、分析結果等に関する標準的なチェック内容を定めたものである。個票データの利用者は、個票データの利用に付随して分析結果等を利用するに当たり、原則として、当該分析結果等が表1の内容を満たすこと、表1の内容を満たさない場合には、表2に例示する方法その他の方法により秘匿措置を講ずることが求められる。<u>ここで、分析結果等が「内容を満たす」とは、分析結果等が該当する表1の「チェック内容」に記載する全ての事項を満たす場合をいう。但し、分析結果等が表1の内容を満たさない場合であっても、共同研究の目的達成のため真に必要なと財務省が認めるときは、個票データの利用者の申出により、財務省は個別に審査を行ったうえで、当該分析結果等の持ち出しを認めることができる。</u></p> <p>表1 標準的なチェック内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">チェック対象</th> <th style="text-align: center;">チェック内容</th> <th style="text-align: center;">利用者が提示する情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1. 度数表、度数の構成比表</td> <td>①各セルが1以上10未満の調査客体から算出した値でないこと</td> <td>①各セルの算出に用いたデータに含まれる調査客体数</td> </tr> </tbody> </table>	チェック対象	チェック内容	利用者が提示する情報	1. 度数表、度数の構成比表	①各セルが1以上10未満の調査客体から算出した値でないこと	①各セルの算出に用いたデータに含まれる調査客体数	<p>第13 [同 左]</p> <p>別紙 分析結果等に関する標準的なチェック内容</p> <p>以下の表1及び表2は、分析結果等に関する標準的なチェック内容を定めたものである。個票データの利用者は、個票データの利用に付随して分析結果等を利用するに当たり、原則として、当該分析結果等が表1の内容を満たすこと、表1の内容を満たさない場合には、表2に例示する方法その他の方法により秘匿措置を講ずることが求められる。<u>ここで、分析結果等が「内容を満たす」とは、分析結果等が該当する表1の「チェック内容」に記載する全ての事項を満たす場合をいう。</u></p> <p>表1 標準的なチェック内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">チェック対象</th> <th style="text-align: center;">チェック内容</th> <th style="text-align: center;">利用者が提示する情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1. 度数表、度数の構成比表</td> <td>①【度数】各セルが1以上10未満の調査客体から算出した値でないこと</td> <td>①【度数】各セルの度数</td> </tr> </tbody> </table>	チェック対象	チェック内容	利用者が提示する情報	1. 度数表、度数の構成比表	①【度数】各セルが1以上10未満の調査客体から算出した値でないこと	①【度数】各セルの度数
チェック対象	チェック内容	利用者が提示する情報											
1. 度数表、度数の構成比表	①各セルが1以上10未満の調査客体から算出した値でないこと	①各セルの算出に用いたデータに含まれる調査客体数											
チェック対象	チェック内容	利用者が提示する情報											
1. 度数表、度数の構成比表	①【度数】各セルが1以上10未満の調査客体から算出した値でないこと	①【度数】各セルの度数											

財務総合政策研究所との共同研究における輸出入申告情報利用に係る
ガイドライン改正案 新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
	② <u>①を満たさない場合等、財務省が必要と判断する場合</u> 各セルにおいて、70%を超えて寄与する調査客体がないこと	② <u>各セルにおいて</u> 最も大きく寄与する調査客体の値が当該セルの値に占める割合		② <u>【数量】各セルにおいて</u> 、70%を超えて寄与する調査客体がないこと	② <u>【数量】各セルにおいて</u> 最も大きく寄与する調査客体の値が当該セルの値に占める割合
	③ <u>①を満たさない場合等、財務省が必要と判断する場合</u> 各セルにおいて、85%を超えて寄与する2つの調査客体の合計値がないこと	③ <u>各セルにおいて</u> 1番目及び2番目に大きく寄与する調査客体の値及びその合計値が当該セルの値で占める割合		③ <u>【数量】各セルにおいて</u> 、85%を超えて寄与する2つの調査客体の合計値がないこと	③ <u>【数量】各セルにおいて</u> 1番目及び2番目に大きく寄与する調査客体の値及びその合計値が当該セルの値で占める割合
	④ <u>(財務省が必要とする場合)</u> 行計又は列計の90%超を占めるセルがないこと	④ <u>各セルの</u> 行計及び列計に占める割合		④ <u>【度数】行計又は列計の</u> 90%超を占めるセルがないこと	④ <u>【度数】各セルの</u> 行計及び列計に占める割合
	2. 数量表（総和、平均、構成比、集中度）	① <u>各セルが</u> 1以上10未満の調査客体から算出した値でないこと		① <u>各セルの算出に用いたデータに含まれる</u> 調査客体数	2. 数量表（総和、平均、構成比、集中度）
	② <u>①を満たさない場合等、財務省が必要と判断する場合</u> 各セルにおいて、70%を超えて寄与する調査客体がないこと	② <u>各セルにおいて</u> 最も大きく寄与する調査客体の値が当該セルの値に占める割合		② <u>【数量】各セルにおいて</u> 、70%を超えて寄与する調査客体がないこと	② <u>【数量】各セルにおいて</u> 最も大きく寄与する調査客体の値が当該セルの値に占める割合

財務総合政策研究所との共同研究における輸出入申告情報利用に係る
ガイドライン改正案 新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
	<p>③ <u>①を満たさない場合等、財務省が必要と判断する場合</u> 各セルにおいて、85%を超えて寄与する2つの調査客体の合計値がないこと</p> <p>④ <u>財務省が必要とする場合</u> 行計又は列計の90%超を占めるセルがないこと</p>	<p>③ <u>各セルにおいて</u> 1番目及び2番目に大きく寄与する調査客体の値及びその合計値が当該セルの値で占める割合</p> <p>④ <u>各セルの</u>行計及び列計に占める割合</p>		<p>③ <u>【数量】各セルにおいて</u>、85%を超えて寄与する2つの調査客体の合計値がないこと</p> <p>④ <u>【度数】行計又は列計の</u>90%超を占めるセルがないこと</p>	<p>③ <u>【数量】各セルにおいて</u> 1番目及び2番目に大きく寄与する調査客体の値及びその合計値が当該セルの値で占める割合</p> <p>④ <u>【度数】各セルの</u>行計及び列計に占める割合</p>
3. 最頻値	<p>① <u>各セルが</u> 1以上10未満の調査客体から算出した値でないこと</p> <p>② <u>①を満たさない場合等、財務省が必要と判断する場合</u> 各セルにおいて、70%を超えて寄与する調査客体がないこと</p> <p>③ <u>①を満たさない場合等、財務省が必要と判断する場合</u> 各セルにおいて、85%を超えて寄与する2つの調査客体の合計値がないこと</p>	<p>① <u>各セルの算出に用いたデータに含まれる</u> 調査客体数</p> <p>② <u>各セルにおいて</u> 最も大きく寄与する調査客体の値が当該セルの値に占める割合</p> <p>③ <u>各セルにおいて</u> 1番目及び2番目に大きく寄与する調査客体の値及びその合計値が当該セルの値で占める割合</p>	3. 最頻値	<p>① <u>【度数】各セルが</u> 1以上10未満の調査客体から算出した値でないこと</p> <p>② <u>【数量】各セルにおいて</u>、70%を超えて寄与する調査客体がないこと</p> <p>③ <u>【数量】各セルにおいて</u>、85%を超えて寄与する2つの調査客体の合計値がないこと</p>	<p>① <u>【度数】各セルの</u>度数</p> <p>② <u>【数量】各セルにおいて</u> 最も大きく寄与する調査客体の値が当該セルの値に占める割合</p> <p>③ <u>【数量】各セルにおいて</u> 1番目及び2番目に大きく寄与する調査客体の値及びその合計値が当該セルの値で占める割合</p>

財務総合政策研究所との共同研究における輸出入申告情報利用に係る
ガイドライン改正案 新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
	④ <u>(財務省が必要とする場合) 行計又は列計の90%超を占めるセルがないこと</u>	④ <u>各セルの</u> 行計及び列計に占める割合		④ <u>【度数】 行計又は列計の90%超を占めるセルがないこと</u>	④ <u>【度数】 各セルの</u> 行計及び列計に占める割合
4. 回帰分析結果	① <u>1以上 10未満の調査客体から算出した値でないこと</u>	① <u>回帰分析結果の推定に用いたデータに含まれる調査客体数</u>	4. 回帰分析結果	① <u>【自由度】 残差の自由度が 10 以上であること</u>	① <u>【自由度】 残差の自由度</u>
	[削 除]	[削 除]		② <u>【データ】 1つの調査客体のみに関するデータから作成していないこと</u>	② <u>目的変数及び説明変数の説明資料</u>
5. 検定統計量 (分布の高次モーメント、相関係数及び要約統計量を含む)	① <u>1以上 10未満の調査客体から算出した値でないこと</u>	① <u>検定統計量の推定に用いたデータに含まれる調査体数</u>	5. 検定統計量 (分布の高次モーメント、相関係数及び要約統計量を含む)	① <u>【自由度】 残差の自由度が 10 以上であること</u>	① <u>【自由度】 残差の自由度</u>
6～8	[略]		6～8	[同 左]	

個票データ等の利用規約改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;"> <u>令和3年9月15日 制定</u> <u>令和4年6月2日 一部改正</u> <u>令和5年6月21日 一部改正</u> </p> <p style="text-align: right;">財務省</p> <p>(総則) 第1・2条 [略]</p> <p>(個票データ等の管理) 第3条 利用者は個票データの管理については、財務総合政策研究所の定めに従うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 利用者は分析結果等の管理について、財務総合政策研究所の定める利用規則に従うほか、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 分析結果等を利用、保管及び管理をしている<u>端末等については</u>、不正対策プログラムを導入し、不正アクセス等を防止するための措置を講じること</p> <p>[削除]</p>	<p style="text-align: right;"> <u>令和3年9月15日 制定</u> <u>令和4年6月2日 一部改正</u> </p> <p style="text-align: right;">財務省</p> <p>(総則) 第1・2条 [同 左]</p> <p>(個票データ等の管理) 第3条 利用者は個票データの管理については、財務総合政策研究所の定めに従うものとする。</p> <p>2 [同 左]</p> <p>3 利用者は分析結果等の管理について、財務総合政策研究所の定める利用規則に従うほか、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。</p> <p>一 [同 左]</p> <p>二 分析結果等を利用、保管及び管理をしている<u>端末については</u>、不正対策プログラムを導入し、不正アクセス等を防止するための措置を講じること</p> <p><u>三</u> 分析結果等の利用については、申出書に記載した利用場所においてのみ利用可能とし、財務省は、必要に応じて分析結果等の利用場所への立入りを求め、その管理状況について監査を実施することができるものとし、その場合、利用者は財務省の職員が利用場所へ立ち入ることを認め</p>

個票データ等の利用規約改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第4・5条 [略] (申出書記載事項の変更)</p> <p>第6条 代表者になっている申出者は、次の各号に係る申出書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに所属等変更届出書を財務省に提出するものとする。</p> <p>一～六 [略] [削除]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第7～第17条 [略]</p> <p>別表 [略]</p>	<p>なければならない。</p> <p>第4・5条 [同 左] (申出書記載事項の変更)</p> <p>第6条 代表者になっている申出者は、次の各号に係る申出書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに所属等変更届出書を財務省に提出するものとする。</p> <p>一～六 [同 左] <u>七</u> 分析結果等の利用場所を変更する場合</p> <p>2～4 [同 左]</p> <p>第7～第17条 [同 左]</p> <p>別表 [同 左]</p>